

「長崎県過疎地域持続的発展方針（案）」に対する
パブリックコメント対応一覧

「長崎県過疎地域持続的発展方針（案）」について、パブリックコメントを実施しましたところ、貴重なご意見をいただき厚くお礼申し上げます。

いただいたご意見に対する県の考え方をまとめましたので、公表します。

1. パブリックコメントの期間 令和3年6月28日～7月19日

2. 意見数 1件

3. 意見への対応区分の内容

| 対応区分 | 対応内容 | 件数 |
|------|--|----|
| A | 案に反映させるもの | |
| B | 案に既に盛り込まれているもの、案の考え方や姿勢に合致し、今後、作成・遂行の中で反映させていくもの | |
| C | 今後の施策を進める際の参考等とするもの | 1 |
| D | 反映が困難なもの | |
| E | その他 | |
| 合計 | | 1 |

4. 提出されたご意見の要旨及び県の考え方

意見該当箇所

教育の振興（ 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成 ）

| | 対応区分 | 意見の要旨 | 件数 | 意見に対する考え方 |
|---|------|---|----|---|
| 1 | C | 過疎地域の自治体に大学進学にかかる費用を全面的に支給する、返還不要の奨学金制度があれば、経済的な理由で進学できない生徒が救われる。進学などで県外に出ても、故郷に戻り、地域に貢献してくれると思う。 | 1 | 経済的理由による就学困難・貸与型奨学金の返還困難は過疎等特定の地域における問題ではなく、国において検討、対策が進められております。ご意見につきましては今後の参考とさせていただきます。 |

「長崎県過疎地域持続的発展方針」掲載ページ

https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/kenseijoho/kennokeikaku-project/kaso_housin/